

第9回新舞子ビーチフェスティバル出店に関する要領

1. 目的

第9回新舞子ビーチフェスティバルにおいて、新舞子マリンパーク内で、知多市商工会員、(一社)知多市観光協会会員による出店ブースを設けることで、来場者をもてなすとともに、本市の商工業の活性化につなげることを目的とします。

2. 開催日

令和4年8月27日(土) ※荒天の場合は、8月28日(日)

新舞子ビーチフェスティバルの開催時間は、午後3時から午後8時まで

※気象警報等発令時は、主管者の判断により開催時間の短縮又は中止することがあります。中止決定の連絡は、当日午前9時に事務局からご連絡します。

3. 会場

新舞子マリンパーク ファミリースポーツ広場

4. 主催

知多市、(一社)知多市観光協会、知多市商工会

5. 主管

新舞子ビーチフェスティバル実行委員会

6. 販売できる物

- ・ 新舞子ビーチフェスティバルの目的にあったもの。
- ・ 商工業者等が、自己の主たる営業活動で取り扱っている商・製品及び農産物等。ただし、社会奉仕活動と認められる場合は、この限りではありません。
- ・ 監督官庁(保健所等)の許可、届出等が必要な場合は、期日までに手続きを完了できるもの。
- ・ 酒類の提供はできません。

7. 出店の制限

- ・ 名義貸しを禁止します。
※愛知県暴力団排除条例・知多市暴力団排除条例に該当する方、及び関係者については、参加資格はないものとする。
- ・ ハンドマイク、ラジカセ、拡声器等の音響機器(ポリエチレン製メガホンを除く)は、使用できません。
- ・ ガラスのコップ・ビンに入ったものは、販売できません。
- ・ 施設管理者との調整により、出店をお断りする場合があります。

8. 出店場所

- ・ 出店場所は、主管者が決定します。
- ・ 出店テント以外での販売やその他の行為（特に売り歩き、看板などによる宣伝、チラシ配布、呼び込み、引き込み等）はしないでください。

9. 搬入搬出

(1) 前日

- ・ 前日の搬入は、午後3時から午後4時までの間のみ、園内の管理道路への車輛の乗り入れが可能です。

(2) 当日

- ・ 当日の搬入は、正午から可能ですので、希望する時間から販売を開始してください。ただし、遅くとも午後3時には販売を開始し、午後8時に必ず販売を終了してください。
- ・ 当日は、搬入搬出に伴う会場内へのキッチンカーを除く車輛の乗り入れはできません。（いわゆるテントへの横付けはできません）
- ・ 第1駐車場内に各店者専用の駐車スペースを各店1台分確保いたしますので、手押し車等を用いて搬入搬出を行ってください。駐車する車輛のナンバーをお知らせください。

(3) 翌日

- ・ 翌日の搬出が必要な場合は、午前8時から午前9時までに限り、園内の管理道路への車輛の乗り入れが可能です。

(4) 駐車料金

- ・ 新舞子マリンパーク駐車場は、前日、当日、翌日も有料（1回500円）となっておりますので、必要に応じて各出店者で負担してください。

10. 出店方法

(1) 出店テント

- ・ 間口5.4m 奥行3.6m
※販売物、空箱等が通路に出ないようにしてください。
※出店テント1張につき消火器1基を必ず設置してください。

(2) キッチンカー

- ※キッチンカー1台につき消火器1基を必ず設置してください。

11. 費用負担

(1) 出店料

15,000円

- ・ 机、いす、電源を含みます。
- ・ 催事が中止となった場合でも、出店料は返還しません。
- ・ テントは、主管者設営テント以外の使用は認めません。
- ・ プロパンガスが必要な方は各自で用意してください。

(2) 搬入搬出その他の費用は、出店者の負担とします。

(3) 主管者が特別に認める場合に限り、出店料を減免します。

1 2. 販売物の保管義務

販売物の保管については、出店者の責任とします。風水害、火災、盗難、物損等による損害について、主催者及び主管者はその責任を負いません。

1 3. 事故による危害

事故により他人又は他人の所有物が損害を被った場合は、その事故の原因者又は、関係する出店者がその損害賠償の責任を負うこととします。

1 4. 出店者の施設

- ・ 電源は主管者で用意しますが、延長コードは各店でご用意ください。
- ・ 電源を使用する方は、必要ワット数を出店申込書に記入してください。
- ・ 「食品営業許可証」を携行し、食品衛生監視員の求めに応じて提出できるようにしてください。

1 5. 出店者の清掃範囲

- ・ 出店者は、新舞子ビーチフェスティバル開催中及び終了後、自己の出店場所及びその周辺を隣接出店者と協力して清掃を行ってください。
- ・ 出店により生じたゴミ、だし汁等の汚水などは、出店者が持ち帰り適正に処理してください。うどん・ラーメンなど汁をつけて販売する出店者については、バケツなど汁捨て場を設置してください。

1 6. 駐車場

- ・ 当日は、会場内への車輛の乗り入れはできません。車輛は必ず駐車場に停めてください。
- ・ 1 出店者につき、関係者駐車場を臨時駐車場内（3 工区内）に5 台用意します。（無料）なお、16：00～19：30 の間は出庫できません。
- ・ 第1 駐車場内の出店者専用駐車スペース及び臨時駐車場内の関係者駐車場とも駐車中は、「駐車許可証」を車輛のフロントガラスに表示してください。「駐車許可証」の表示がない場合は、駐車できません。

1 7. 新型コロナウイルス感染症対策の遵守

- 1) 出店スタッフ全員の検温実施、及び責任者における体調の管理
- 2) マスクやフェイスシールドの着用
- 3) こまめな手洗い、手指消毒の実施及び設置、身体的距離の確保
- 4) 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」インストール
- 5) 透明シート等で飛沫の防止に努めること。
- 6) キャッシュレス決済の導入又はコイントレイの使用に努めること。

※テント内においては換気の徹底、また店舗付近の混雑緩和に充分注意をしてください。

18. その他

- ・ 新舞子ビーチフェスティバルのプログラムは、8月中に全戸配布します。
- ・ 販売人員の増員や商品提供方法の改善などにより、商品提供時間の短縮に努めてください。
- ・ 出店希望者多数の場合は、抽選により出店者を決定します。
- ・ 所定の場所以外での喫煙はできません。
- ・ プラスチックごみ及び食品ロス削減にご配慮願います。
- ・ ここに記載のない事項については、その都度管理者が決定します。